

第 2 章 プランの内容（案）

基本目標 I 人権尊重及び男女共同参画社会に向けての意識改革

【施策の方向 1】さまざまな機会における男女平等意識の普及と啓発

継続（1）男女共同参画に関する情報収集・広報・啓発活動

〈具体的な事業〉

●男女共同参画に関する意識調査等の実施

・市内における男女共同参画の推進状況を把握するため、定期的に男女共同参画に関する意識調査等を実施します。

●講演会・講座の開催

・男女共同参画や性別役割分担意識の解消などのテーマに基づき講演会や講座を開催します。

●市職員研修の実施

・男女共同参画について理解を深めるための市の職員研修を実施します。

●刊行物などによる情報発信・啓発活動の実施

・男女共同参画に関する情報収集に努め、市の広報紙やホームページ、SNS 等により、情報発信や啓発活動を行います。

・~~男女共同参画の理解を高めるための情報紙を発行します。~~

・~~市の広報紙や HP により情報を提供します。~~

・~~市の刊行物などにおいて、男女共同参画の視点に立った表現やイラストの適正化を図ります。~~

新規（2）固定的役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）による慣行の見直し

〈具体的な事業〉

●男女共同参画の視点に立った表現の推進

・市の刊行物などにおいて、男女共同参画の視点に立った表現やイラスト等の適正化を図ります。

●性別役割分担意識の見直しの推進

・固定的役割分担意識や無意識の思い込みによる慣行について、市の広報紙やホームページ、SNS 等を活用し、広く、その見直しを呼びかけます。

【施策の方向 2】男女共同参画の視点に立った学習機会の充実

継続（1）学校教育や生涯学習における男女平等の教育の推進

〈具体的な事業〉

●幼稚園、小・中学校における社会的性差（ジェンダー）にとらわれない男女平等教育の推進

・学校教育全体を通して、園児・児童・生徒の発達段階に応じ、人権の尊重、男女平等、男女の相互理解、協力の重要性や家庭生活の大切さなど、ジェンダーにとらわれない指導の充実を図ります。

- ・小中学生の男女平等意識の醸成・高揚を図り、性別にとらわれない自分らしい生き方ができるよう、関係機関と連携し学習の機会を提供た研修会や出前講座等を実施します。

・学校教育の場において、性別にとらわれない進路の選択や職業意識の醸成が図られるよう努めます。

●教職員等の理解の促進 指導者の研修実施

- ・小中学校、保育園、幼稚園、認定こども園等の関係職員の男女共同参画に関する研修の参加を促進実施します。

●男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進 社会教育などにおける講座開催の支援

- ・市民が参加する生涯学習の分野において、男女共同参画の視点を取り入れた講座の開催や、各種団体等が実施する研修会等の開催を支援します。

・~~各種団体、企業などが開催する研修会などに出向き、男女共同参画の浸透を図ります。~~

強化 (2) 家庭・地域における慣行の見直しと男女共同参画の実践

〈具体的な事業〉

●広報、啓発の推進

- ・広報紙や市のホームページ、SNS等により、家庭における男女の役割分担の見直しや、ともに家庭生活を担うこと等の啓発を図ります。また、具体的な事例等を紹介しながら、地域における慣習の見直しなどについて啓発を図ります。

●講演会・講座の開催（再掲）

- ・男女共同参画や性別役割分担意識の解消などのテーマに基づき講演会や講座を開催します。

【施策の方向3】多様な価値を尊重する社会の実現

継続 (1) 女性の地位向上のための国際的情報収集と提供

〈具体的な事業〉

●国際的な情報収集と広報

- ・男女共同参画に関する国際的な情報やデータなどを収集し広報します。

強化 (2) 国際理解・多文化共生の推進

〈具体的な事業〉

●異文化理解の促進 外国人との交流支援

- ・国際交流員による英語体験や英語講座を実施し、市民が外国人や英語に触れあう機会を提供します。

- ・学校教育の場において、ALTによる授業等を通し、児童・生徒の異文化理解を深めます。

- ・異文化理解に関するイベント等を通じて、市民と外国人との交流の場をつくります。

・~~外国人との交流の場をつくります。海外派遣を通して諸外国との交流を図ります。~~

・~~市内に住み、働く外国人との交流・情報提供、相談体制を整備します。~~

●外国人住民への生活支援

- ・多言語での生活情報の発信や、外国人住民向けの日本語教室の開催、相談対応・支援を行い、外国人住民の生活支援に取り組みます。

強化 (3) 多様な性を尊重する意識の醸成

〈具体的な事業〉

- **多様な性**性自認や性的指向などに対する理解の促進
 - ・性自認や性的指向など性に関する固定観念や偏見により困難な状況に置かれている人々の人権が尊重されるよう、理解の促進や啓発を行います。
 - ・学校教育の場において、多様な性を尊重する教育を進めます。
- **多様な性**性自認や性的指向などへに配慮した保育教育の実施
 - ・性自認や性的指向などを理由として差別や排除がされないよう、性の多様性に配慮したて保育や教育を実施します。
- **多様な性を尊重する行政サービスの実施**
 - ・各種申請書等の性別欄の見直しや、市職員の言葉遣いなど、多様な性を尊重した行政サービスの提供に努めます。

基本目標Ⅱ 意思決定過程への男女共同参画の拡大

【施策の方向1】行政における政策・方針決定過程への女性の参画促進

強化 (1) 市の附属機関などにおける女性の参画拡大

〈具体的な事業〉

- 女性委員の登用促進
 - ・審議会等における委員選任時の事務取扱を定めるとともに、女性委員の割合について定期的に状況把握に努め、全庁に向けて女性の積極的登用を呼びかけます。
 - ・各課において、審議会、委員会などの委員を選考する際には、積極的に女性の登用を進めます。
 - ・幅広い分野から女性参画を進めるため推薦団体との調整や公募などにより女性参画を進めます。

継続 (2) 行政の女性職員の採用と登用、人材育成と活用

〈具体的な事業〉

- 市女性職員の採用と能力活用
 - ・市職員の採用にあたっては男女の機会均等の確保に努めます。また、全ての職場で、女性の能力が発揮できるようにします。
- 市女性職員の能力開発・登用推進
 - ・市女性職員の各種研修機会の充実を図り、女性職員の計画的な能力開発とキャリア形成に努めます。
 - ・女性職員の登用、特に、女性管理職登用を進めます。

継続 (3) 市政への女性の意見や提言の反映と促進

〈具体的な事業〉

●市政への女性の意見の反映

- ・市政懇談会や市長への手紙等を通して、市政モニターなどに女性の意見を市政に反映させるよう広報広聴活動を進めます。

●市政への参画意識の促進 広報活動推進事業

- ・広報やイベントなどを通して、市民の市政への関心を高め、広く参画を呼びかけ市民の理解を深めます。

【施策の方向2】地域・職場・防災組織等における方針決定過程への女性の参画促進

強化 (1) 企業・団体・自営業（農業など）における女性の参画促進（※）

〈具体的な事業〉

●企業・や団体・自営業者（農業など）への啓発

- ・企業・や団体・自営業者（農業など）に対し、男女共同参画の視点での活動の見直しや実践を啓発し、取組み協力の要請をします。また、実践している団体を紹介します。

●経営能力や技術向上のための情報や学習機会の提供

- ・各関係団体等との連携のもと、農業をはじめ、自営業に携わる女性の能力や技術の向上を図る情報提供や研修会の参加を呼びかけます。

●農業村における女性の参画促進地位向上

- ・経営方針や就業条件、家事分担等の就業環境を取り決める「家族経営協定」の締結を促進し、の推進など、農業における女性就労者の参画促進と地位向上を図ります。
- ・農業委員会や農業関係団体へ農業に従事する女性の参画を進めるように働きかけます。

強化 (2) 地域活動における女性参画の促進と啓発

〈具体的な事業〉

●地域における女性の参画の推進

- ・あらゆる分野における地域活動の意思決定の場への女性の参画を進めます。
- ・町内会、自治会、団体、企業、事業所地域自治組織等の地域活動を行う団体に対し、女性の参画を進めるよう働きかけ要請します。

●市民活動の支援

- ・市民活動支援センターを拠点とし、各種市民活動を支援します。

強化 (3) 防災・災害復興への男女共同参画の推進

〈具体的な事業〉

●男女共同参画の視点を踏まえた防災・災害復興対策の推進

- ・地域における自主防災組織等の育成を通じて地域防災力の向上を図るとともに、それらの活動において男女共同参画を推進します。
- ・男女共同参画の視点からの災害対応について、参画型・体験型の学習機会を提供して、性別や年齢、国籍等に関わらず、住民が自主的に考える学習機会を提供します。

- ・福島県男女共生センター等が実施する、復興・防災等における男女共同参画を推進する事業について、広報・啓発を行います。
- 防災における女性の参画の推進
 - ・防災計画や災害対応時等において、女性や多様な背景を持つ人々の視点が十分に反映されるよう、施策・方針決定への女性の参画を推進します。
- 男女共同参画の視点を踏まえた避難所運営
 - ・災害時の避難所運営にあたり、女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違いや性的マイノリティに配慮した運営に努めます。

【施策の方向3】あらゆる分野に参画し責任を担うことのできる女性人材の育成

継続 (1) 女性の人材育成のための広報・学習

〈具体的な事業〉

- 女性の人材育成の促進
 - ・女性や団体に対し、研修会などの提供や能力開発に関する研修会への参加を支援します。
 - ・~~「男女共同参画週間」の啓発事業を開催し、男女共同参画に関する学習を進めます。~~
 - ・広報紙やパンフレット等で女性の権利に関する法律や制度について啓発します。
 - ・女性団体の活動を支援します。

強化 (2) 女性の職業意識と能力向上の支援 (※)

〈具体的な事業〉

- 女性の研修会参加支援
 - ・事業所に対し、広報紙やパンフレット等配布を通じて、女性の研修充実を働きかけによる普及啓発を実施します。
 - ・女性の職業能力を高めるため、技術習得や資格取得につながる講座等の学習機会の情報を提供します。

強化 (3) 男女共同参画への理解の促進

〈具体的な事業〉

- 経営者や管理職等の理解の促進
 - ・経営者や管理職等向けの男女共同参画に関する理解を深めるための講座やセミナー等への参加を促進します。
 - ・~~経営者や管理職等の理解の促進及びネットワークの構築支援等を通じ、経営者等が女性の活躍を応援する動きを拡大させる。~~
- 性別役割分担意識の見直し (再掲)
 - ・固定的役割分担意識や無意識の思い込みによる慣行について、市の広報紙やホームページ、SNS等を活用し、広く、その見直しを呼びかけます。
- 男性を対象とした意識改革の啓発
 - ・福島県男女共生センター等が実施する、男性を対象とした、男女共同参画に関する事業への参加を促進し、男性の意識改革を図ります。

基本目標Ⅲ 男女がともに仕事と生活の調和を図れる環境づくり

【施策の方向1】安心して働き続けることのできる職場環境づくり

継続 (1) 働く場での男女平等

〈具体的な事業〉

●職場の男女平等の促進

- ・広報紙やパンフレットなどで男女雇用機会均等法、労働関係法令の周知を図ります。
- ・事業所等に対して男女雇用機会均等法などの法令の遵守を要請します。
- ・事業所等に向けて女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を働きかけます。

継続 (2) 仕事と家庭のバランスの良い働き方の重要性の啓発（※）

〈具体的な事業〉

●ワーク・ライフ・バランスの推進

- ・ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて男性の働き方を見直すための啓発活動の実施や推進し、男女がともに家庭責任を担うための学習会を開催します。
- ・ワーク・ライフ・バランスの意識を高めるため、各企業の経営者や人事労務担当者を対象としたセミナー等への参加促進や、関係法令等についての情報提供を行います。
- ・~~就労における、男女の均等な機会と公正な処遇の確保、女性の就業継続や再就職の支援、仕事と生活の調和を進めます。~~

拡充 (3) 多様な働き方ができる環境づくりの推進

●育児、介護休業制度の利用促進

- ・育児、介護休業制度などについて広報紙や市ホームページ、SNS等で周知を図ります。
- ・事業所に対し、男性が育児、介護休業制度を利用しやすい環境整備を行うよう要請します。
- ・市職員においてが、男女がともに育児・介護のための制度を積極的に活用できるよう、制度の利用促進を図ります。が利用できるよう支援します。

●多様な働き方の推進

- ・事業所等におけるテレワーク等の多様で柔軟な働き方を推進します。
- ・多様な働き方を推進する企業の取り組みを市のホームページ等で共有します。

【施策の方向2】仕事と家庭生活を両立するための支援

強化 (1) 育児・介護など家庭生活への男性の参画の啓発・支援

〈具体的な事業〉

●男性の家庭生活への参画に関する広報・啓発促進

- ・男性の家事、育児、介護への参画の重要性や体験談などについて、広報紙や市のホームページ、SNS等で紹介します。
- ・男性向けの家庭生活に参画するための学びの場の開催や情報提供を進めます。
- ・子育てに関わる行事やイベント等について、男性の積極的な参加を呼びかけます。
- ・~~男性の料理教室を企画します。~~

継続 (2) 子育て支援の充実 (※)

〈具体的な事業〉

●子育て支援の充実

- ・妊娠から出産、就学までを切れ目なく支援するため、伊達市子育て世代包括支援センター「にこにこ」(伊達市版ネウボラ)において、相談支援や情報提供等、総合的に各種事業を行い、全てのこどもが健やかに成長できるよう取り組みます。
- ・延長保育、一時保育を充実させます。妊娠中や出産直後の家庭で育児や家事の援助を行う事業などを充実させます。

継続 (3) 介護サービスと相談体制の充実 (※)

●介護サービスの充実

- ・介護施設や在宅介護サービスの充実を図ります。
- ・高齢者がさまざまな介護サービスを利用できるよう情報提供します。
- ・家族介護者が、介護知識や技術の習得ができる介護教室を開催し、高齢者や介護者が相談できる体制を整備します。

●障がい者サービスの利用促進

- ・障がい者がさまざまな障がい者サービスを利用できるよう情報提供します。

基本目標Ⅳ 健康で安心して生活できる環境づくり

【施策の方向1】あらゆる暴力の根絶

強化 (1) 性別や年齢・役職等の社会的な立場の差異を利用した暴力根絶についての広報・啓発

●暴力根絶の啓発

- ・暴力を許さない社会環境づくり、性別や年齢・役職等の社会的な立場の差異を利用した暴力(セクハラ、DV、ストーカー行為、虐待等)についての根絶のための啓発に努めます。

●若年層の性犯罪・性的被害防止

- ・児童・生徒に対するSNSやインターネットを利用した性犯罪等の被害防止の呼びかけを行います。

強化 (2) 相談体制の充実

●相談体制の充実

- ・DV、セクハラ、虐待などの被害や悩みについての相談体制を整備します。

●連携体制の整備

- ・DV等の相談に対し、保護と自立支援が円滑に図れるよう、関係機関と連携しながら対処していく体制を整備します。

●専門相談窓口等の情報提供

- ・DV等の被害者が一人で悩むことなく、適切な支援や助言を受けられるよう、女性のための相談支援センター等の専門相談窓口を周知します。

【施策の方向２】生涯にわたる健康の支援

継続（１）生涯を通じた健康管理、保持増進のための広報・教育・支援・相談

●健康診断の実施

- ・各種健康診断を実施し、健康への意識づくりと実践を図るための教室などを開催します。
- ・女性特有の乳がん、子宮頸がん、男性特有の前立腺がんの診断の重要性、および女性に多い骨粗鬆症の予防の重要性について啓発します。

●指導と相談

- ・ライフステージに合った健康管理の指導と相談の充実を図ります。

●健康づくり

- ・心身の健康推進に向けて、男女がスポーツに親しむことができる環境整備を行います。
- ・薬物乱用、喫煙、飲酒による健康被害について正確な情報を提供します。

強化（２）妊娠・出産に関する支援

●性に関する教育・情報提供

- ・性に関する正しい理解と知識を得るための情報収集と情報提供を行います。
- ・学校教育の中で、発達段階に応じて性に関する教育を行います。

●妊娠・出産に関する支援

- ・伊達市子育て世代包括支援センター「にこにこ」（伊達市版ネウボラ）において、妊娠・出産・育児に関する相談・支援を行います。また、~~不妊・避妊~~・更年期障害など、女性の健康に関する相談や情報提供も行います。

●不妊治療に関する支援

- ・不妊治療に関する情報提供や相談支援を行います。
- ・不妊治療を受けた家庭の経済的負担の軽減を図る取組を行います。

新規（３）生活上の困難を抱える女性等への支援

●生活上の困難を抱える女性等への支援

- ・生活困窮者の自立に向けて、一人ひとりの生活課題を踏まえ、専門機関などとの連携により適切な支援を進めます。
- ・ひとり親家庭等に対し、世帯や子どもの実情に応じたきめ細かな自立支援を行います。
- ・貧困の状況にある子どもへの生活や教育の支援を行います。

●生理の貧困に対する支援

- ・市の関係窓口において、支援を必要とする女性に生理用品を提供します。
- ・各学校において、支援を必要とする児童・生徒に、生理用品を提供します。